



住民税が変わります

税源移譲



青森県

も く じ

1	税源移譲	1
2	何が変わったのか	
	改正の3つのポイント ポイント1 国から地方へ、3兆円規模の税源が移譲される。	2
	ポイント2 個人住民税の税率構造が、一律10%に変わる。	3
	ポイント3 個々の納税者の負担が増えないようにする。	4
3	どう変わったのか	
	(1) 税率の改正	5
	(2) 実施時期	6
	(3) 新しい制度	
	① 調整控除	7
	② 税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置	8
	③ 住宅ローン控除	9
4	住民税の計算例	10
5	税源移譲前後の税額の試算	12
6	参 考	
	(1) 住民税と所得税の人的控除の差	14
	(2) 定率減税の廃止	15

1

税源移譲

平成19年から
あなたの所得税・住民税が変わります。

平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「何が変わるの?」

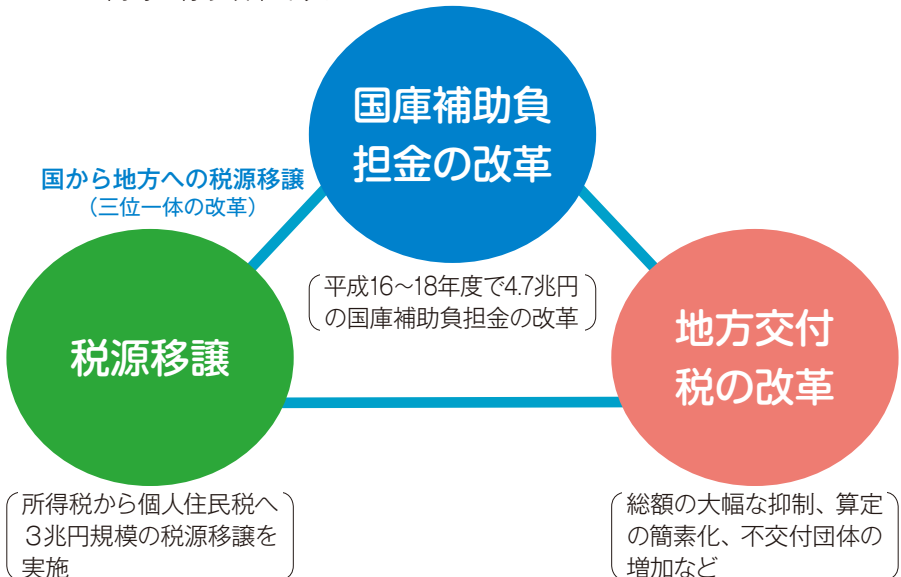
「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(ぜいげんいじょう)」。

税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

三位一体の改革の全体像

三位一体の改革と税源移譲

「地方にできることは地方に」という理念の下、「国から地方への補助金・負担金を廃止・縮減」「地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を同時に行う改革です。



2

何が変わったのか

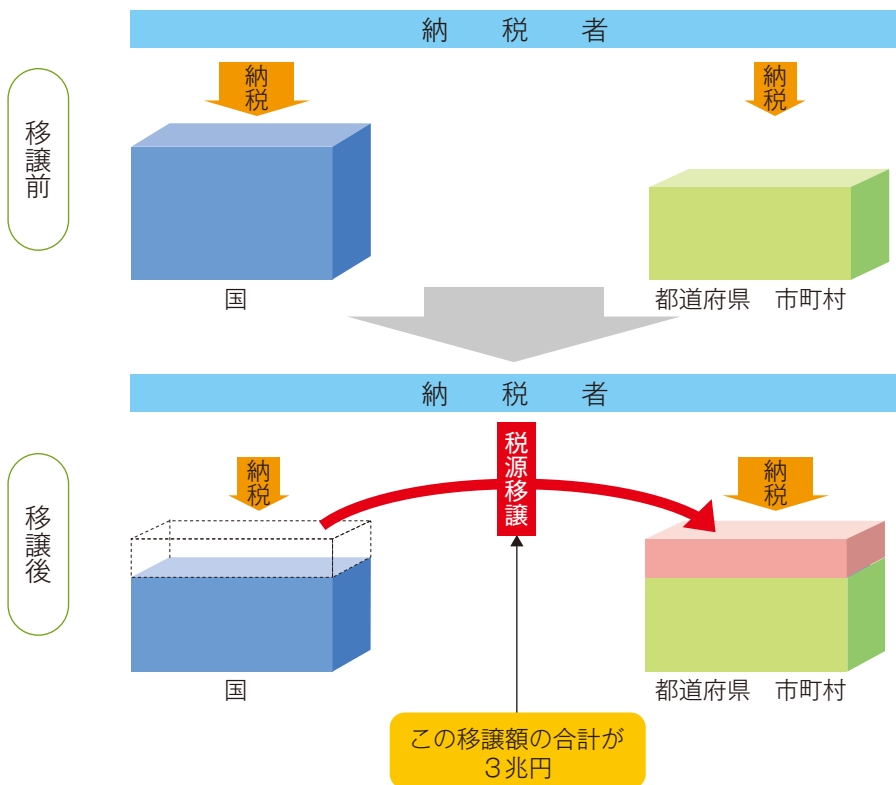
改正の3つのポイント

ポイント
1

国(所得税)から地方(個人住民税)へ、
3兆円規模の税源が移譲される。

税源移譲のイメージ

平成19年度から、所得税から3兆円を個人住民税として地方に移譲します。納める先は変わりますが、納める額は変わりません。



納税先は変わるけど、負担額は同じ！



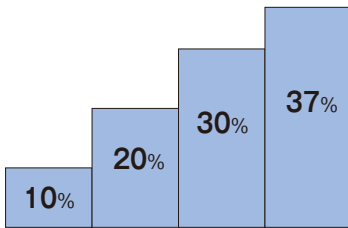
個人住民税の税率構造が、 一律10%(=10%比例税率)に変わる。

個人住民税を一律の税率構造に

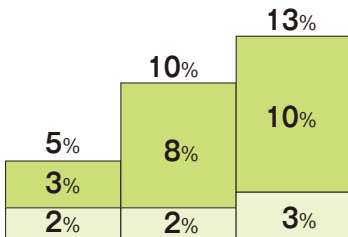
これまでは、国に納める所得税の税率は所得に応じて、10%、20%、30%、37%に設定されていました。一方、地方税である個人住民税は5%(都道府県2%、市町村3%)、10%(同2%、8%)、13%(同3%、10%)と定められていました。

今回の改正で、まず個人住民税が一律10%に、内訳は都道府県4%、市町村6%です。そして所得税は5%から40%までの6段階になりました。

移譲前

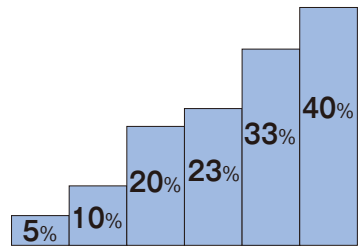


所得税

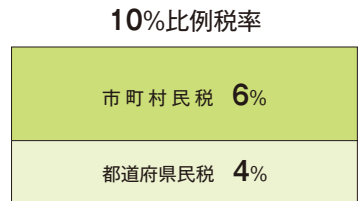


個人住民税

移譲後



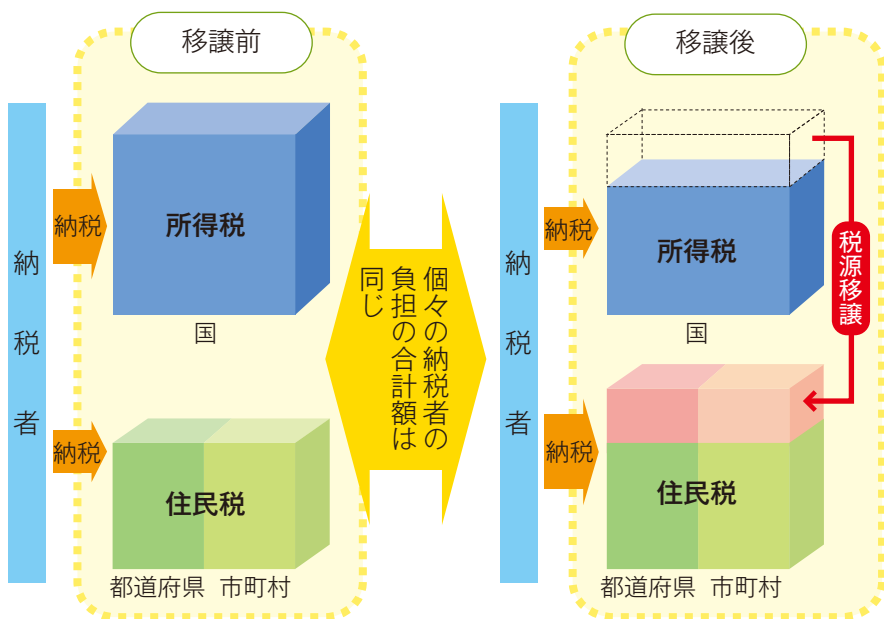
所得税



個人住民税

ポイント 3

個々の納税者の負担が増えないようにする。



(参考) 個々の納税者の負担変動を抑制するための主な措置

- 1) 個人住民税の10%比例税率化に対応するため、所得税の税率構造を見直し
[改正前] 4段階 (10%、20%、30%、37%)
→ [税源移譲後] 6段階 (5%、10%、20%、23%、33%、40%)
- 2) 所得税と個人住民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、個人住民税における調整控除を創設 (※7ページ)
- 3) 住宅ローン減税 (平成18年までに入居した者に限る) による控除額が減少する者について、個人住民税の住宅ローン控除を創設 (※9ページ)

税源移譲により、ほとんどの方は、**1月分から所得税(国税)が減り、そのぶん6月分から住民税(地方税)が増える**ことになります。

しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的に
は変わりません。**※ただし、平成19年からの定率減税廃止等に伴う税負担が生じます。(※15ページ)**

3

どう変わったのか

(1) 税率の改正

税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

【税源移譲前】

所得 税	
課 税 所 得	税率
～ 330万円	10%
330万円～ 900万円	20%
900万円～1,800万円	30%
1,800万円～	37%

個人住民税

課 税 所 得	標準税率
～ 200万円	5%
200万円～ 700万円	10%
700万円～	13%
(県 民 税)	
～ 700万円	2%
700万円～	3%
(市町村民税)	
～ 200万円	3%
200万円～ 700万円	8%
700万円～	10%

【税源移譲後】

所得 税	
課 税 所 得	税率
～ 195万円	5%
195万円～ 330万円	10%
330万円～ 695万円	20%
695万円～ 900万円	23%
900万円～1,800万円	33%
1,800万円～	40%

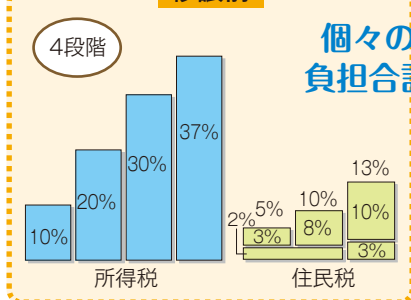
個人住民税

課 税 所 得	標準税率
一 律	10%
(県 民 税)	
一 律	4%
(市町村民税)	
一 律	6%

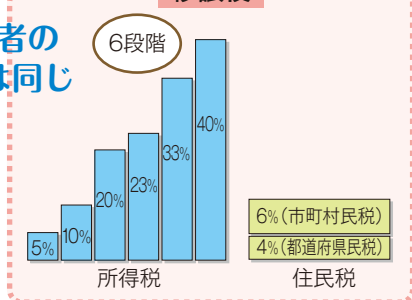
注) 上記の改正は、平成 19 年分所得税及び平成 19 年度分個人住民税から適用する。

税源移譲後の所得税・個人住民税の税額について

移譲前



移譲後



(2) 実施時期

税源移譲による個人住民税の改正は、平成19年4月1日から実施され、所得税の改正は、平成19年1月1日から実施されますが、実際に影響が生じる時期は、次の表のとおりです。

税源移譲による影響の発生時期

	所 得 税	住 民 税
給 与 所得者	平成19年1月 〔 毎 月 〕 〔 源 泉 徴 収 〕	平成19年6月 〔 毎 月 〕 〔 特 別 徴 収 〕
年 金 受給者	平成19年2月 〔 2ヶ月ごとに 〕 〔 源 泉 徴 収 〕	平成19年6月 〔 6月、8月、10月 〕 〔 1月に納付 〕
事 業 所得者	平成20年2～3月 〔 確 定 申 告 〕 ※予定納税の場合は平成19年7月	平成19年6月 〔 6月、8月、10月 〕 〔 1月に納付 〕
退 職 所得者	平成19年1月	平成19年1月

(3) 新しい制度

① 調整控除

(平成19年度住民税から適用)

所得税から住民税への税源移譲を実施する際、所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも住民税の課税所得金額が大きくなります。

例えば、税率が住民税で5%から10%に引き上げられた場合、単純に所得税で10%から5%に引き下げられても、人的控除額の差※の合計額に5%を乗じた分だけ税負担が増えてしまいます。

このような負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられました。

具体的には以下のように計算します。

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%(市町村民税3%、県民税2%)を控除

- ① 人的控除額の差の合計額
- ② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の5%(市町村民税3%、県民税2%)を控除

※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

注) 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は、含まれません。

※「人的控除額の差」については、14ページをご覧ください。

② 税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

(平成19年度住民税のみ適用)

毎年の所得の変動があまりない場合は、例えば平成19年度の住民税(平成18年中の所得で計算)で、税負担が上がった分は、平成19年分の所得税(平成19年中の所得で計算)で調整され、負担の増減はありません。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、調整すべき金額を所得税から差し引くことができなくなってしまう。

このような平成18年中の所得と平成19年中の所得との変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられました。

具体的には以下のように計算します。

(1) 対象者

①と②を満たす方

- ① 平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く。)
＞所得税との人的控除額の差※の合計額
- ② 平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む。)
≤所得税との人的控除額の差※の合計額

(2) 計算方法

平成19年度の合計課税所得金額について、①税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、②税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

既に納税済みの場合は、還付します。

(3) 申告

対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までに平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告をすることにより、経過措置が適用されます。

※「人的控除額の差」については、14ページをご覧ください。

③ 住宅ローン控除

(平成20年度住民税から平成28年度住民税まで適用)

(1) 対象者(次の①または②の方)

※平成18年までに入居した者に限る。

- ① 税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
- ② 住宅ローン控除限度額が所得税より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

(2) 計算方法

$$\text{住宅ローン控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{① 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額} \\ \text{② 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額} \\ \text{①、②のいずれか少ない金額} \end{array} \right) - \text{税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額}$$

(3) 申告

対象者は、その年の3月15日まで(期限後の申告においては、特別徴収税額決定通知書または納税通知書が到達するまで)に市町村へ申告した場合に、この控除の適用があります。

なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して申告書を提出します。

4

住民税の計算例

例1：給与所得者

夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養)の4人世帯

		税源移譲前		税源移譲後	
		平成18年度 平成18年分		平成19年度 平成19年分	
		住民税	所得税	住民税	所得税
給与収入		5,000,000			
所得 (A)		3,460,000			
所得 控除	社会保険料控除	500,000	500,000	500,000	500,000
	配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	特定扶養控除	450,000	630,000	450,000	630,000
	一般扶養控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	所得控除計 (B)	1,940,000	2,270,000	1,940,000	2,270,000
課税所得 (A-B) (C)		1,520,000	1,190,000	1,520,000	1,190,000
税率 (D)		5%	10%	10%	5%
税額 (C×D) (E)		76,000	119,000	152,000	59,500
調整控除 (F)		—	—	16,500	—
定率減税 (G)		5,700	11,900	廃止	廃止
税額 (E-F-G) (H)		70,300	107,100	135,500	59,500
均等割額 (I)		4,000	—	4,000	—
税額合計 (H+I)		181,400		199,000	

- ※1 **税源移譲後の税額合計が増えるのは、定率減税が廃止になったことによります。**
- 調整控除(F)の算出方法(※7、14ページ)
合計課税総所得金額が200万円以下の場合、
①人的控除額の差の合計額(330,000円)と②合計課税総所得金額(1,520,000円)の小さい金額の5%となるので、330,000円×5%=16,500円が調整控除となります。
 - 年度は住民税の、年分は所得税の課税年です。

例 2 : 年金受給者 (65 歳以上)

夫婦 (配偶者は70歳未満) の2人世帯

		税 源 移 譲 前		税 源 移 譲 後	
		平成18年度 平成18年分		平成19年度 平成19年分	
		住民税	所得税	住民税	所得税
年 金 収 入		3,000,000			
所 得 (A)		1,800,000			
所 得 控 除	社会保険料控除	159,900	159,900	159,900	159,900
	配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	所得控除計 (B)	819,900	919,900	819,900	919,900
課 税 所 得 (A-B) (C)		980,000	880,000	980,000	880,000
税 率 (D)		5%	10%	10%	5%
税 額 (C×D) (E)		49,000	88,000	98,000	44,000
調 整 控 除 (F)		-	-	5,000	-
定 率 減 税 (G)		3,700	8,800	廃止	廃止
税 額 (E-F-G) (H)		45,300	79,200	93,000	44,000
均 等 割 額 (I)		4,000	-	4,000	-
税 額 合 計 (H+I)		128,500		141,000	

- ※ 1 **税源移譲後の税額合計が増えるのは、定率減税が廃止になったことによります。**
- 2 調整控除(F)の算出方法(※7、14ページ)
合計課税総所得金額が200万円以下の場合、
①人的控除額の差の合計額(100,000円)と②合計課税総所得金額(980,000円)の小さい金額の5%となるので、 $100,000円 \times 5\% = 5,000円$ が調整控除となります。
- 3 年度は住民税の、年分は所得税の課税年です。

5

税源移譲前後の税額の試算

例1：給与所得者（単身）

（単位：円）

給与収入	所得税			住民税			所得税+住民税		
	18年分	19年分	増減	18年度	19年度	増減	18(度)分	19(度)分	増減
100万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200万円	57,600	32,000	▲25,600	35,900	70,500	34,600	93,500	102,500	9,000
300万円	111,600	62,000	▲49,600	63,600	130,500	66,900	175,200	192,500	17,300
400万円	169,200	94,000	▲75,200	93,200	194,500	101,300	262,400	288,500	26,100
500万円	232,200	160,500	▲71,700	154,700	264,500	109,800	386,900	425,000	38,100
600万円	295,200	230,500	▲64,700	219,500	334,500	115,000	514,700	565,000	50,300
700万円	426,600	376,500	▲50,100	291,000	408,500	117,500	717,600	785,000	67,400
800万円	570,600	536,500	▲34,100	371,000	488,500	117,500	941,600	1,025,000	83,400
900万円	714,600	696,500	▲18,100	451,000	568,500	117,500	1,165,600	1,265,000	99,400
1,000万円	869,400	868,500	▲900	537,000	654,500	117,500	1,406,400	1,523,000	116,600

例2：給与所得者（夫婦子2人（子のうち1人は特定扶養））

（単位：円）

給与収入	所得税			住民税			所得税+住民税		
	18年分	19年分	増減	18年度	19年度	増減	18(度)分	19(度)分	増減
100万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300万円	0	0	0	12,300	13,000	700	12,300	13,000	700
400万円	44,100	24,500	▲19,600	41,900	69,500	27,600	86,000	94,000	8,000
500万円	107,100	59,500	▲47,600	74,300	139,500	65,200	181,400	199,000	17,600
600万円	170,100	94,500	▲75,600	116,800	220,500	103,700	286,900	315,000	28,100
700万円	236,700	165,500	▲71,200	185,300	297,500	112,200	422,000	463,000	41,000
800万円	320,400	258,500	▲61,900	260,000	377,500	117,500	580,400	636,000	55,600
900万円	464,400	418,500	▲45,900	340,000	457,500	117,500	804,400	876,000	71,600
1,000万円	619,200	590,500	▲28,700	426,000	543,500	117,500	1,045,200	1,134,000	88,800

※平成18年分（度）の所得税と住民税の合計に比べて、平成19年分（度）が増えているのは、定率減税が廃止されたことによります。

※一定の社会保険料控除を見込んでいます。

例3：年金受給者（65歳以上、単身）

（単位：円）

年金収入	所得税			住民税			所得税+住民税		
	18年分	19年分	増減	18年度	19年度	増減	18(度)分	19(度)分	増減
150万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
175万円	10,300	5,700	▲4,600	3,800	11,900	8,100	14,100	17,600	3,500
200万円	31,300	17,400	▲13,900	7,300	27,400	20,100	38,600	44,800	6,200
225万円	52,200	29,000	▲23,200	10,900	42,900	32,000	63,100	71,900	8,800
250万円	73,100	40,600	▲32,500	43,700	87,700	44,000	116,800	128,300	11,500
275万円	94,000	52,200	▲41,800	54,500	111,000	56,500	148,500	163,200	14,700
300万円	115,000	63,900	▲51,100	65,300	134,200	68,900	180,300	198,100	17,800
325万円	135,900	75,500	▲60,400	76,100	157,500	81,400	212,000	233,000	21,000
350万円	152,600	84,800	▲67,800	84,600	176,000	91,400	237,200	260,800	23,600
400万円	184,000	107,000	▲77,000	105,200	211,000	105,800	289,200	318,000	28,800

例4：年金受給者（65歳以上、夫婦2人（配偶者は70歳未満）世帯）

（単位：円）

年金収入	所得税			住民税			所得税+住民税		
	18年分	19年分	増減	18年度	19年度	増減	18(度)分	19(度)分	増減
200万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
225万円	16,300	9,100	▲7,200	5,600	17,900	12,300	21,900	27,000	5,100
250万円	37,300	20,700	▲16,600	27,700	50,500	22,800	65,000	71,200	6,200
275万円	58,200	32,300	▲25,900	38,500	73,600	35,100	96,700	105,900	9,200
300万円	79,200	44,000	▲35,200	49,300	97,000	47,700	128,500	141,000	12,500
325万円	100,000	55,600	▲44,400	59,900	120,100	60,200	159,900	175,700	15,800
350万円	116,800	64,900	▲51,900	68,500	138,700	70,200	185,300	203,600	18,300
400万円	148,200	82,300	▲65,900	84,700	173,600	88,900	232,900	255,900	23,000
450万円	182,900	105,800	▲77,100	108,700	214,700	106,000	291,600	320,500	28,900
500万円	218,500	145,300	▲73,200	145,200	254,200	109,000	363,700	399,500	35,800

※年金収入が245万円以下の方の住民税は、65歳以上の方への非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置により、税額が平成18年度は、2/3、19年度は1/3が減額されていることを見込んでいます。

(1) 住民税と所得税の人的控除の差

所得控除		所得税	住民税	差額
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特別寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円超45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

「調整控除」(☞7ページ)や「税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置」(☞8ページ)を算出する際に、使用します。

(2) 定率減税の廃止

定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額
(12.5万円を限度)

住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額
(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から
廃止

住民税：平成19年6月分から
廃止

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



平成18年

住民税	196,000円
●定率減税	△14,700円
所得税	263,000円
●定率減税	△26,300円
合計	418,000円

平成19年

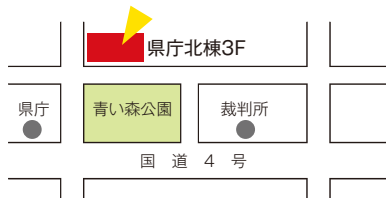
住民税	293,500円
所得税	165,500円
合計	459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

県税の相談窓口

●東青地域県民局県税部

(代)017-722-1111 内線 6619~6622
(直)017-734-9974



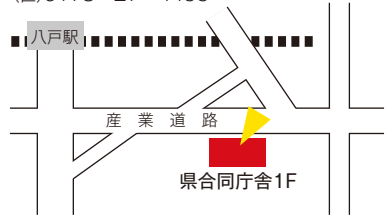
●中南地域県民局県税部

(代)0172-32-1131 内線 331、333
(直)0172-32-4341



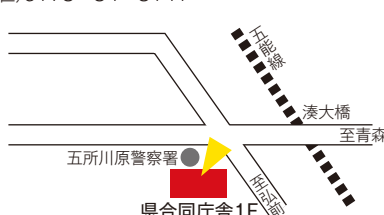
●三八地域県民局県税部

(代)0178-27-5111 内線 205~207
(直)0178-27-4455



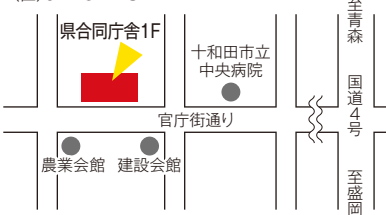
●西北地域県民局県税部

(代)0173-34-2111 内線 209~211
(直)0173-34-3141



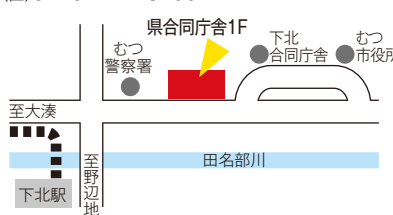
●上北地域県民局県税部

(代)0176-22-8111 内線 213、214
(直)0176-23-4241



●下北地域県民局県税部

(代)0175-22-8581 内線 210
(直)0175-22-3105



住民税について詳しくは、お住まいの市町村の税務担当課までお問い合わせください。

県税・市町村税インフォメーション

<http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/>

この印刷物は10,000部作成し印刷経費は1部あたり19.4円です。